

すべての人に「ねんきん特別便」が届きます

年金記録を確認して必ず回答しましょう

年金記録問題への対応について、厚生労働省は、今年3月14日の「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」等に基づき、今後とも着実に取り組みを進めることとしています。

なお、今年4月からは、3月までに送付した以外のすべての年金受給者に5月までに、また、すべての現役加入者に6月から10月までに、「ねんきん特別便」が届けられます。

この度の「ねんきん特別便」は、緑色の封筒で届けられますが、年金記録に「もれ」や「間違い」がなくても、すべての方が必ず回答することになっています。忘れずに必ず回答しましょう。

緑色の封筒で届けられます

自営業、専業主婦、学生などの現役加入者には、直接、本人の住所に届けられます。

また、会社勤めの人には、お勤めの会社を通じて（協力が得られた場合）もしくは、直接、本人の住所に届けられます。

年金受給者には、直接、本人の住所に届けられます。

住所変更の手続きはお済みですか

「ねんきん特別便」が確実に届けられるためには、正しい住所が必要です。変更の手続きを忘れずに。

氏名が変更されていませんか

平成8年以前に旧姓で年金に加入していた人は、特に、注意して記録を確認してください。

ご質問やお問い合わせは

「ねんきん特別便専用ダイヤル」
☎0570-058-555

- 月～金曜日 午前9時～午後8時
- 第2土曜日 午前9時～午後5時
- 「IP電話・PHS」の場合 ☎03-6700-1144

お電話以外には

社会保険事務所または年金相談センターや都道府県社会保険労務士会でも無料で相談を受付けています。

社会保険庁のホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

最低賃金法が変わります

～7月1日より、改正最低賃金法が施行されます～

改正の概要

1 地域別最低賃金(福岡県最低賃金)はこうなります。

- 地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護の施策との整合性にも配慮することとなります。具体的な金額は、都道府県ごとに決定されます。
- 地域別最低賃金の不払い場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられます。

2 産業別最低賃金はこうなります

- 産業別最低賃金については、その不払いについては、最低賃金法の罰則が適用されな

くなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(罰金の上限額30万円)が適用されます。

3 適用除外規定が見直されます

- 障害により著しく労働能力の低い者等に関する適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されます。

4 派遣労働者の適用最低賃金が変わります

- 派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。

5 最低賃金額の表示が時間額のみになります

詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金課☎092-411-4578、
またはお近くの労働基準監督署までお尋ねください。